

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 6 日

住宅・建設関係団体 ご担当者様

国土交通省住宅局住宅生産課

次世代住宅ポイント制度に関するお知らせについて

平素より住宅行政の推進にご協力をいただき、誠に有難うございます。次世代住宅ポイント制度について、下記の内容をお知らせいたします。なお、制度に関するお問い合わせは、次世代住宅ポイント事務局までお願いいたします。

1. ポイント発行申請期限について

次世代住宅ポイント制度のポイント発行申請期限は令和 2 年 3 月 31 日です。災害等やむを得ない理由により、年度内に着工（1,000 万円未満のリフォーム工事については工事完了）することが困難と認められる場合についても、ポイント発行申請期限は令和 2 年 3 月 31 日ですので、ご注意ください。

2. 災害等やむを得ない場合の建築着工／工事着手時期等について

災害等やむを得ない理由により、年度内に着工することが困難と認められる場合における、建築着工／工事着手の時期は令和 2 年 6 月 30 日です。また、1,000 万円未満のリフォーム工事について、災害等やむを得ない理由により、工事の完了が困難と認められる場合における、工事完了の期限は令和 2 年 6 月 30 日です。

本取り扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響により材料供給が遅延等し、年度内の着工（1,000 万円未満のリフォーム工事については工事の完了）が困難と認められる場合についても対象となります。

3. 完了報告の期限について

工事完了前にポイント発行申請を行った場合は、工事完了後に完了報告を行う必要があります。ポイント発行申請時は、完了報告期限までに工事が完了し報告できる計画であったものが、その後生じた災害等やむを得ない理由により、完了報告期限までに工事完了を報告することが困難になったと認められる場合には、当該完了報告期限を猶予することとします。

また、1,000 万円未満のリフォーム工事について、災害等やむを得ない場合に該当するものとして、ポイント発行申請を行ったものについても、令和 2 年 6 月 30 日までに工事が完了できる計画であったものが、その後生じたやむを得ない理由により、期限内に工事完了が困難になったと認められる場合には、当該期限を猶予することとします。

(参考)

- ・次世代住宅ポイント事務局ホームページ
<https://www.jisedai-points.jp/>
- ・次世代住宅ポイント事務局ホームページ（リーフレット掲載ページ）
<https://www.jisedai-points.jp/download/>

《お問い合わせ先》

国土交通省住宅局住宅生産課 電話：03-5253-8111（代表）
担当：住宅ストック活用・リフォーム推進官 松井康治（内線39463）
係長 埴 洋介（内線39428）
係長 大町晃央（内線39471）

次世代住宅ポイント事務局

ホームページ：<https://www.jisedai-points.jp/>
コールセンター：0570-001-339（ナビダイヤル）
（IP電話からのご利用 042-303-1553）
受付時間：9：00～17：00（土・日・祝日を含む）